会議録

会議の名称	第57回西東京市建築審査会
開催日時	令和６年６月20日（木曜日）午後２時から２時30分まで
開催場所	保谷東分庁舎　地下１階会議室１
出席者	【委員】井上会長、杉﨑委員、鈴木委員、原田委員、三沢委員 【特定行政庁】古厩部長、名古屋課長、海老澤係長、堀川主査、芹澤主任 【事務局】佐藤主幹、山本係長、長谷川主任
議題	議題１　第56回会議録（案）について 議題２　議案第84号　建築基準法第43条第２項第２号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題３　その他
会議資料の名称	資料１　第56回会議録（案） 資料２　議案第84号
傍聴人	なし
記録方法	□全文記録　■発言者の発言内容ごとの要点記録　□会議内容の要点記録

会議内容

○委員
　第57回西東京市建築審査会を開会する。
　まず、議題１　第56回会議録（案）について、説明を求める。
○事務局
　（第56回会議録（案）の説明）
○委員
　第56回会議録（案）について、意見、質問等があれば発言をお願いする。
　（意見なし）
○委員
　それでは、議事終了後に第56回会議録への署名を三沢委員にお願いする。
○委員
　次に、議題２　議案第84号について、説明を求める。
○特定行政庁
　（議案第84号の説明）
○委員
　議案第84号について、意見、質問等があれば発言をお願いする。
○委員
　当該道を位置指定道路にできなかったのは、隅切りが不足しているからか。
○特定行政庁
　隅切りに加えて、当該道は延長が35ｍを超えているので、道の終端部及び区間35ｍ以内ごとに転回広場が必要である。
○委員
　隅切り部分は駐車場になっていて障害物もなく、今回の協定において当該土地の所有者の承諾が得られている。位置指定道路とするために、更に終端に転回広場を設けることは相当の困難が予想される。本件の場合、建築基準法施行令第144条の４第１項第一号ホの規定を使って位置指定道路にすることもできる状況にあるように思われる。今後、検討してみていただきたい。
○委員
　計画敷地と道との境界部分を縁石により明確化するとあるが、縁石はどこに設置するのか。
○特定行政庁

資料２6の配置図のとおりである。
○委員
資料２5の道の所有者一覧について、地目が公衆用道路として登記されたのはいつか。
○特定行政庁
689番28は平成12年、692番19は平成４年、同番20は平成12年、同番21は平成12年、同番24は昭和51年、同番28は平成12年である。
○委員
当該道は過去にも協定が締結されているとのことだが、最初の協定はいつか。
○特定行政庁
平成４年である。
○委員
今回の協定は何件目か。
○特定行政庁
４件目である。
○委員
当該道が接続する位置指定道路は片隅切りか。
○特定行政庁
片隅切りである。
○委員
この位置指定道路は片隅切りで転回広場もなく、当該道はこの位置指定道路の延長となるので、同様に転回広場なしで位置指定道路にできるよう考えていただきたい。
○委員
ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第84号についての質疑を終了する。
続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第84号・・・同意する。

○委員
次に、議題３　その他　次回会議の開催について、事務局からの説明を求める。
○事務局
次回の西東京市建築審査会は、令和６年７月18日を予定している。
○委員
本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。
これをもって、第57回西東京市建築審査会を終了する。